公　　告

島根県庁本庁舎受付及び電話交換業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和８年 11 月 24 日

島根県知事　丸　山　達　也

1　提案競技に付する事項

⑴　名称

島根県庁本庁舎受付及び電話交換業務

⑵　仕様

別に定める「島根県庁本庁舎受付及び電話交換業務仕様書」による。

⑶　期間

契約期間

契約日の翌日から令和 14 年３月 31 日まで

業務期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

⑷　提案価格の上限額

９２，８７９，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

2　提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の⑴に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の⑵に掲げる要件のすべてを、事業協同組合等にあっては次の⑶に掲げる要件のすべてを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

⑴　単独企業の資格要件

ア　法人格を有する者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

ウ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後３年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者でないこと。

エ　島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ　消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ　島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類（４のア）の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ケ　提案競技に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他適正な入札が阻害されると認められる場合

コ　公告の日において島根県内に営業所を有する者であること。

サ　受付業務又は電話交換業務の受託実績を有する者であること。（平成 28 年４月１日以降に完了した業務期間１年以上の県内に所在する施設に係るもので、施設に常時人員を配置したものに限る。）

シ　共同企業体の構成員でないこと。

ス　提案競技に参加する⑶アに掲げる要件の事業協同組合等の組合員でないこと。

⑵　共同企業体の資格要件

ア　共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

（ア）目的

（イ）企業体の名称

（ウ）構成員の住所及び名称

（エ）代表者の名称

（オ）代表者の権限

（カ）構成員の出資の割合

（キ）構成員の責任

（ク）取引金融機関

（ケ）決算

（コ）利益金の配当の割合

（サ）欠損金の負担の割合

（シ）業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ス）業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（セ）解散後の瑕疵担保責任

（ソ）その他必要な事項

イ　共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であり、⑴のサに該当すること。

ウ　構成員のすべてが⑴のアからコに該当すること。（ケについては、他の提案競技参加者に対する関係とする。）

エ　構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

⑶　事業協同組合等の資格要件

ア 中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等であること。

イ 事業協同組合等は、⑴のアからシに該当すること。（ケについては、事業協同組合等の組合員を対象とし、他の提案競技参加者に対する関係とする。また、サについては、事業協同組合又は当該業務を実施する組合員の受託実績に限る。）

ウ 事業協同組合等の組合員が提案競技に参加していないこと。

3　提案競技説明手続

⑴　提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア　配布期間

令和８年 11 月 24 日（火）から令和８年 12 月 18 日（金）までの間（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

イ　配布場所

松江市殿町１番地　島根県庁本庁舎４階　島根県総務部管財課庁舎管理係

ウ　配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で１部を配布する。

⑵　提案競技説明会の開催日時及び場所

ア　開催日時

令和８年 11 月 30 日（月）午後２時から

イ　開催場所

松江市殿町１番地　島根県庁本庁舎　６０５会議室

4　提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア　提案競技参加資格確認申請書　１部

イ　会社概要書又は経歴書　１部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各１部。以下クまで同じ。）

ウ　法人の登記事項証明書（申請時前３ヶ月以内に発行されたもの。）　１部

エ　受付業務又は電話交換業務の受託実績を証する書類の写し　１部

オ　業態調書　１部

カ　役員等名簿　１部

キ　県税に係る納税証明書　１部

ク　消費税及び地方消費税に係る納税証明書　１部

ケ　担当者届　１部

コ　協定書の写し　１部（共同企業体の場合のみ）

サ　島根県内に営業所を有することを証する書類（本店所在地が島根県内にない場合のみ）　１部

シ　提案書提出書　１部

ス　受付業務・電話交換業務実績一覧　８部

セ　配置予定業務関係者職歴及び資格一覧　８部

ソ　提案書　８部

タ　提案書の電子データ　１部（ＰＤＦ形式及びオリジナル形式のデータ　ＣＤ又はＤＶＤディスク）

チ　見積書　１部

5　書類の提出方法、提出期限及び提出先

⑴　提出方法

郵送又は持参による。

⑵　提出期限

ア　４のアからサまでの書類については、令和８年 12 月 21 日（月）午後５時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後５時までに必着のこと。）

イ　４のシからチまでの書類については、令和９年１月 27 日（水）午後５時まで（郵送の場合は書留と

し、同日午後５時までに必着のこと。）

⑶　提出先

郵便番号 690－8501

松江市殿町１番地　島根県総務部管財課庁舎管理係

電話　0852－22－5046　Fax　0852－22－6037

電子メール　choushakanri@pref.shimane.lg.jp

6　提案競技に係る質問書について

⑴　質問は、令和８年 12 月 10 日（木）午後５時までに質問書を電子メールにより提出すること。

⑵　提出先　５の⑶に同じ。

⑶　質問に対する回答は、令和８年 12 月 16 日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7　提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和９年１月６日（水）までに郵送にて通知する。

8　選定方法

⑴　島根県庁本庁舎受付及び電話交換業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

⑵　評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア　業務実施の確実性、信頼性

イ　適切な業務実施体制

ウ　業務特性を考慮した業務方針

⑶　評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

⑷　提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより５者程度を選出し、ヒアリングを実施する。

⑸　ヒアリングの日程については、令和９年２月９日（火）を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

⑹　審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

⑺　審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9　提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

⑴　提案価格の上限額を超える見積を提示したとき。

⑵　参加する資格のない者が提案したとき。

⑶　所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。

⑷　事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

⑸　提案者が当該提案競技に対して２以上の提案をしたとき。

⑹　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

⑺　あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10　契約

⑴　契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により、随意契約を行う。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

⑵　契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

⑶　支払方法

契約予定者との協議事項とする。

⑷　契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第１項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑸　その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11　その他の留意事項

⑴　提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

⑵　提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

⑷　提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

⑸　提出書類は、返却しない。

⑹　提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12　提案競技に関する問合せ先

５の⑶に同じ。